

第十一条 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「第五条第十九項」を「第五条第二十三項」に改める。

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第十二条 薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号イ中「第四十二条に規定する知的障害児施設（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第二項に規定する第一種自閉症児施設を除く。）」、同

法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（同令第六十条第二項第一号に規定する難聴幼児通園施設を除く。）、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（同令第六十八条第三号に規定する肢体不自由児療護施設に限る。）を「第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設」に改め、同号ホ中「

第五条第十三項」を「第五条第十二項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十七項」に改める。

（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正）

第十三条 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設又は重症心身障害児施設」を「又は児童養護施設」に改め、同条第二号中「肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設」に改める。

第十四条第一号中「各号（」の下に「第一号、第二号及び」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 削除

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第十八条第一項中「、当該事業主の事業所において精神保健福祉法第五十条に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者」を削る。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部改

正）

第十五条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四十一号中「第五条第二十二項」を「第五条第二十六項」に改め、同条第四十二号中「知的障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、同条第四十三号中「知的障害児通園施設」を「児童発達支援センター」に改め、同条第四十四号から第四十六号までを次のように改める。

第四十四号から第四十六号まで 削除

（介護保険法施行規則の一部改正）

第十七条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一百十三条の二第二号イ中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同号ロ中「同条第十一項

」を「同条第十項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改め、同条第三号イ中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改める。

第一百七十条第一項中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に、「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同条第二項第一号中「第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設」を「第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設」に改め、同項第二号中「第七条第六項」を「第六条の二第三項」に改める。

（次世代育成支援対策推進法施行規則の一部改正）

第十八条 次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第六条の二第三項」を「第六条の三第三項」に改め、同条第二号中「第六条の二第六項」を「第六条の三第六項」に改め、同条第三号中「第六条の二第七項」を「第六条の三第七項」に改める。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第十九条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項各号列記以外の部分中「第五条第十四項」を「第五条第十三項」に改め、「又は児童デイサービス（同条第八項に規定する児童デイサービスをいう。以下同じ。）」及び「又は児童デイサービス」を削り、「介護保険法」の下に「（平成九年法律第二百二十三号）」を加え、「又は障害児（同条第二項に規定する障害児をいう。以下この条において同じ。）」、「又は基準該当児童デイサービス事業所（指定障害福祉サービス基準第百八条第一項に規定する基準該当児童デイサービス事業所をいう。）」及び「並びに第五章第五節（第百十一条（第五十八条及び第百一条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）」を削り、「せず、指定障害福祉サービス基準第百十一条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第五十八条中「サービス管理責任者」とあるのは、「基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修を受けた者」とする。」を「しない。」に改め、同項第一号、第

二号及び第四号中「若しくは児童デイサービス」及び「又は障害児」を削り、同項第五号中「又は児童デイサービス」、「又は障害児」及び「知的障害児施設（児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二十条 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第四号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同条第五号の二中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同条第七号中「第五条第二十二項」を「第五条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十七項」に改め、同条第十号イを次のように改める。

イ 児童福祉法第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設であつて主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童を入所させるもの又は主として肢体不自由児を入所させるもの

附則第五条第十号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとする。

(障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の一部改正)

第二十一条 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十四条第三項」の下に「、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項」を加える。

(介護給付費等の請求に関する省令の一部改正)

第二十二条 介護給付費等の請求に関する省令(平成十八年厚生労働省令第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「サービス利用計画作成費及び」を削り、「特定障害者特別給付費」の下に「、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費」を加え、同条第二項中「第二十九条第八項」を「第二十九条第七項」に、「及び法第三十二条第六項」を「、法第五十一条の十四第七項及び法第五十一条の十七第六項」に改め、同条第三項中「第三十二条第一項」を「第五十一条の二十二第一項」に改める。

第三条を削り、第四条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費の請求)

第四条 指定相談支援事業者は、地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費を請求しようとするときは、指定地域相談支援(法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援をいう。)又は指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。)の事業を行う事業所ごとに、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

附則第二条第一項中「第四条」を「第三条」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項中「第三条」を「第四条」に、「サービス利用計画作成費請求書」を「介護給付費・訓練等給付費等請求書に地域相談支援給付費明細書を添えて、これを市町村に提出することにより、又は計画相談支援給付費請求書」に、「サービス利用計画作成費を」を「地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費を」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「介護給付費・訓練等給付費等明細書」の下に「又は第三項の地域相談支援給付費明細書」を、「第二項」の下に「又は第四項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「サービス利用計画作成費請求書又は」を「計画相談支援給付費請求

書、」に改め、「介護給付費・訓練等給付費等明細書」の下に「又は地域相談支援給付費明細書」を加え、「サービス利用計画作成費又は」を削り、「特定障害者特別給付費」の下に「地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費」を加え、同項を同条第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の場合において、地域相談支援給付費明細書には、提供した指定地域相談支援の内容の詳細を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

附則第三条第三項中「サービス利用計画作成費請求書」を「計画相談支援給付費請求書」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前条第三項の地域相談支援給付費明細書の様式は、様式第五のとおりとする。

様式第一から様式第四までを次のように改める。



介護給付費・訓練等給付費等請求書

平成 年 月 日

(請 求 先)

殿

請求事業者	指定事業所番号	〒
	住 所 (所在地)	
	電話番号	
	名 称	
	職・氏名	

下記のとおり請求します。

平成		年		月分
----	--	---	--	----

請求金額			百万			千			円
------	--	--	----	--	--	---	--	--	---

区 分	件数	単位数	費用合計	給付費 請求額	特別対策費 請求額	利用者 負担額	自治体 助成額
介護給付費							
訓練等給付費							
支 援 給 付 費					/	/	
地 域 相 談					/	/	
小 計							
特定障害者特別給付費							
合 計							

様式第四の次に次の様式を加える。



(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第二十三条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成十八年厚生労働省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

「第五章 児童デイサービス

第一節 基本方針(第九十六条)

第二節 人員に関する基準(第九十七条・第九十八条)

第三節 設備に関する基準(第九十九条)

第四節 運営に関する基準(第一百条―第一百七条)

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第一百八条―第一百三条)」

削除」に改める。

第一条第三号中「第二項及び第四項から第六項」を「第二項から第五項」に、「第二百二十三条第四項から第六項」を「第二百二十三条第三項から第五項」に改め、同条第八号中「、第二百十四条」を削り、

を「第五章

同条第九号中「並びに第五章、附則第五条及び附則第六条の規定による基準」を削る。

第二条第三号中「第五条第十八項第二号」を「第五条第二十二項」に改め、同条第四号中「第二十二條第四項」を「第二十二條第七項」に改め、同条第五号中「第二十二條第五項」を「第二十二條第八項」に改め、同条第十三号中「第二十九條第五項」を「第二十九條第四項」に改め、同条第十六号中「第九十六條に規定する指定児童デイサービスの事業」を削り、「指定就労継続支援B型の事業」の下に「並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第四条に規定する指定児童発達支援の事業、同令第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、同令第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び同令第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業」を、「行うこと」の下に「（同令に規定する事業のみを行う場合を除く。）」を加える。

第五条第二項中「うち事業の規模」の下に「（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営

している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模」を加え、「ただし、当該者」を「この場合において、当該サービス提供責任者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の事業の規模は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の事業の規模は推定数とする。

第十二条及び第三十八条中「相談支援事業」を「一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業」に改める。

第五十条に次の二項を加える。

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第五十二条第三項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第五十二条第三項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合につい

ては、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。第五十二条第三項において「指定入所施設基準」という。）第五十二条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定医療機関（児童福祉法第六条の二第三項に規定する指定医療機関をいう。）の設置者である場合であつて、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第五十二条に次の一項を加える。

3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準第五十三条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十四条の二中「又は児童デイサービス」及び「又は障害児」を削る。

第五章を次のように改める。

第五章 削除

第九十六条から第一百十三条まで 削除

第一百五十五条第一項各号列記以外の部分中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改め、「(入所によるものに限る。)」を削り、「当該施設の入所者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。」を「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）その他の法第五条第八項に規定する施設（入所によるもの限り、次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

二 第三百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業者、第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）又は第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定共同生活介護事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合
イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数
イ 指定短期入所と同時に第三百三十七条に規定する指定共同生活介護、第六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は第二百七条に規定する指定共同生活援助（以下この章において「指定共同生活介護等」という。）を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第三百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）又は指定共同生活援助事業所（第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数

を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。） 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

- (1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一以上
- (2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一に当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

第百十五条第二項中「第五条第九項」を「第五条第八項」に、「施設（入所によるものに限る。）であつて」を「施設が」に、「その全部」を「その施設の全部」に、「入所者に」を「利用者に」に、「行うもの」を「行う場合において、当該事業を行う事業所」に、「当該施設の入所者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。」を「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。」に改め、同項に次の各号を加える。

一 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

二 指定共同生活介護事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。） 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

- (1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一以上
- (2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一に当該日の指定短期入所の利用者の数が六を

超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

第百十五条第三項第一号中「指定児童デイサービス事業所」を削り、「児童福祉法第二十四条の二第二項に規定する指定知的障害児施設等（入所によるものを除く。）」を「指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）」に改め、同号イ中「指定児童デイサービス」を削り、「児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援（入所によるものを除く。）」を「児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援」に改める。

第百十七条中「第五条第九項」を「第五条第八項」に、「入所者」を「利用者」に改める。

第百二十四条第二号中「入所定員」を「利用定員（第百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所又は第百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができると設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）」に改める。

第二百二十五条中「、第九十一条、第九十二条及び第百六条」を「及び第九十条から第九十二条まで」に改める。

第二百二十五条の二第一号中「若しくは児童デイサービス」を削り、同条第四号中「、知的障害児施設」を削る。

第二百二十七条第一項中「（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）」を削る。

第三百二十二条第三項中「児童デイサービス、」を削る。

第三百三十七条中「（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）」を削る。

第四百十条第五項中「（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができると設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）」を削る。

第四百十三條第三項第二号中「第二十九条第五項」を「第二十九条第四項」に、「第二十九条第六項」を「第二十九条第五項」に改める。

第百五十四條中「、第九十二条及び第百六条」を「、第九十条及び第九十二条」に改める。

第百六十二条中「、第八十六条から第八十九条まで、第九十一条、第九十二条及び第百六条」を「及び第八十六条から第九十二条まで」に改める。

第百六十六条第七項に次のただし書を加える。

ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第百七十一条中「から第七十五条まで」を「、第七十四条」に改め、「第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第百六条」を「第九十二条まで」に改める。

第百八十四条中「第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第百六条」を「第九十二条まで」に改める。

第百九十七条中「第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第百六条」を「第九十二条まで」に改める。

第二百二条中「第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第百六条」を「第九十二条まで」に改める。

第二百三条第一項中「第二条第七号」を「第二条第二項第七号」に改める。

第二百六条中「、第九十一条、第九十二条、第百六条」を「、第九十条から第九十二条まで」に改める。
第二百十三条中「、第八十八条」の下に「、第九十条」を加え、「、第百六条」を削り、「第五十九条」を「第五十八条」に、「第九十三条」を「第九十二条」に改める。

第二百十四条を次のように改める。

第二百十四条 削除

第二百十五条第一項中「多機能型事業所は」を「多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行ふ事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準第五条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、指定医療型児童発達支援事業所（同令第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（同令第六十六条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は」に改め、「、第九十七条第三項」を削り、「以上は、」を「以上の者を」に

、「ならない」を「ならないもの」に改め、同条第二項中「多機能型指定児童デイサービス事業所」を「指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うもの」に、「掲げる数とし」を「定める数とし」に、「ならない」を「ならないもの」に改める。

第二百十九条中「、児童デイサービスに係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当児童デイサービス」という。）」を削る。

第二百二十条第一項第四号中「、ロに掲げる利用者の数を五で除して得た数」を削り、同号中ロを削り、ハをロとする。

第二百二十三条第一項中「、第二百二十三条第三項において準用する第百一条第二項及び第三項」を削り、「第四項及び第六項」を「第三項及び第五項」に、「第二百二十三条第五項」を「第二百二十三条第四項」に改め、「、第二百二十三条第三項において準用する第百一条第二項」及び「第二百二十三条第三項において準用する第二十九条又は」を削り、「第二項及び第四項から第六項」を「第二項から第五項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第八十八条まで」の下に「、第九十条」を加え、「第百六条

、」を削り、「、第百六条第二項中「指定児童デイサービス事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを「、第九十条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とに改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第八十八条まで」の下に「、第九十条」を加え、「第百六条、」を削り、「、第百六条第二項中「指定児童デイサービス事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを「、第九十条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とに改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第八十八条まで」の下に「、第九十条」を加え、「第百六条、」を削り、「、第百六条第二項中「指定児童デイサービス事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを「、第九十条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とに改め、同項を同条第五項とする。

附則第十三条、第十五条及び第十八条の二中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十九条中「法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間」を「当分の間」に改め

る。

(障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第二十四条 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」の下に「・第六条の二」を加える。

第一条第一号中「第四条」の下に「、第四条の二」を加える。

第二条第五号中「第二十二条第四項」を「第二十二条第七項」に改め、同条第六号中「第二十二条第五項」を「第二十二條第八項」に改め、同条第十二号中「第二十九條第三項」を「第二十九條第三項第一号」に改め、同条第十四号中「第二十九條第五項」を「第二十九條第四項」に改める。

第四条第一項第一号イの(2)の(一)を次のように改める。

- (一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。
- (イ) (i) から (iii) までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した

障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数

(i) 平均障害程度区分が四未満 利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。(ii)及び(iii)において同じ。)の数を六で除した数

(ii) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

(iii) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数

(ロ) (イ)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除した数

第四条第一項第五号イの(1)中「又は就労移行支援を受ける利用者」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 就労継続支援B型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）を行う場合

イ 就労継続支援B型を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員

(一) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

(二) 職業指導員の数は、一以上とする。

(三) 生活支援員の数は、一以上とする。

(2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

ハ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第四条第三項中「若しくは就労移行支援」を「、就労移行支援若しくは就労継続支援B型」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（従業者の員数に関する特例）

第四条の二 指定障害者支援施設等が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。第六条の二において同じ。）に係る指定障害児入所施設等（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。第六条の二において同じ。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。第六条の二において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。第六条の二において「指定入所施設基準」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているものとみなすことができる。

第五条第一項中「前条」を「第四条」に、「並びに第四号ハ」を「、第四号ハ」に改め、「及びニ」の下に「並びに第五号ロ」を加え、同条第二項中「並びに第四号イ(3)、ロ(2)及びホ」を「、第四号イ(3)、ロ(2)及びホ並びに第五号イ(2)及びハ」に改める。

第二章第二節中第六条の次に次の一条を加える。

(設備に関する特例)

第六条の二 指定障害者支援施設等が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準第五条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。

第十条中「相談支援事業」を「一般相談支援事業又は特定相談支援事業」に改める。

第十一条第一項中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型」に、「又は指定就労移行支援事業者」を「、指定就労移行支援事業者」に改め、「指定就労移行支援事業者をいう。」の下に「、指定就労継続支援B型事業者（同令第二百一条第一項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）」を加える。

第十九条第三項第二号中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型」に改め、同項第三号イ中「第二十一条の三第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に、「第二十九条第六項」

を「第二十九条第五項」に改める。

第二十三条第二項中「、その有する能力」を削り、同条第八項中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型」に改める。

第二十五条第二項中「（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十七条第二項中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型」に改め、「、その有する能力を活用することにより」を削る。

第二十八条中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型」に改める。

第二十九条の見出し中「支払」を「支払等」に改め、同条第一項中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型」に改め、同条に次の三項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）を、三千円を下回るものとしてはならない。

3 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設け、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない。

第三十条第二項中「前項」を「前二項」に、「第三十四条」を「第二十七条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるように、実習の受入先の確保に努めなければならない。

第三十一条第二項中「就労移行支援」の下に「又は就労継続支援B型」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

第三十二条に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第三十三条中「就労移行支援」の下に「又は就労継続支援B型」を加える。

第五十一条中「相談支援事業」を「一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業」に改める。

附則第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 平成二十四年四月一日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条による改正前の児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）であつて、同日以後指定障害者支援施設等となるものに対する第六条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・九五平方メートル」とする。ただし、指定障害

者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

附則第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 平成二十四年四月一日において現に存していた旧知的障害児施設等であつて、同日以後指定障害者支援施設等となるものについては、当分の間、第六条第二項第二号トの規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

附則第十九条の次に次の一条を加える。

第二十条 平成二十四年四月一日において現に存していた旧知的障害児施設等であつて、同日以後指定障害者支援施設等となるものについては、当分の間、第六条第二項第八号の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

(障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の廃止)

第二十五条 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十三号）は、廃止する。

（障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二十六条 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「、児童デイサービスの事業」を削り、「就労継続支援B型をいう。以下同じ。」の事業」の下に「並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の事業」を、「行うこと」の下に「（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）」を加える。

第八十九条第一項中「指定児童デイサービス（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業

等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第九十六条に規定する指定児童デイサービス」を「指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第四条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービス」に、「次条において「多機能型児童デイサービス事業」を「以下「多機能型児童発達支援事業等」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第三十七条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法第七条第二項に規定する重症心身

障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第三十七条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

第九十条第一項中「多機能型児童デイサービス事業」を「多機能型児童発達支援事業等」に、「指定障害福祉サービス基準」を「指定通所支援基準」に改め、「される職員」の下に「（指定通所支援基準第五条第一項第二号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）」を加える。

（障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二十七条 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援及び就労継続支援B型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 就労継続支援B型 十人以上

第十一条第一項第二号イの(2)の(一)を次のように改める。

(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(イ) (i)から(iii)までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数

(i) 平均障害程度区分が四未満 利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。(ii)及び(iii)において同じ。）の数を六で除した数

(ii) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

(iii) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数

(ロ) (イ)(i)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除した数

第十一条第一項第六号イの(1)中「又は就労移行支援を受ける利用者」を「、就労移行支援、就労継続支援B型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に

次の一号を加える。

六 就労継続支援B型を行う場合

イ 就労継続支援B型を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員

(一) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

(二) 職業指導員の数は、一以上とする。

(三) 生活支援員の数は、一以上とする。

(2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

ハイ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第十一条第二項ただし書中「指定を受ける」を「事業を開始する」に改め、同条第三項中「若しくは就労移行支援」を「、就労移行支援若しくは就労継続支援B型」に改める。

第十二条第一項中「並びに第五号ハ」を「、第五号ハ」に改め、「及びニ」の下に「並びに第六号ロ」を加え、同条第二項中「並びに第五号イ(3)」を「、第五号イ(3)」に改め、「ロ(2)及びホ」の下に「並びに第六号イ(2)及びハ」を加える。

第十三条第一項中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型」に改める。

第十八条第二項中「、その有する能力」を削る。

第二十条第二項中「(規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)」を削る。

第二十二条第二項中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型」に改め、「、その有する能力を活用することにより」を削る。

第二十四条の見出し中「支払」を「支払等」に改め、同条第一項中「又は就労移行支援」を「、就労移

行支援又は就労継続支援B型」に改め、同条に次の三項を加える。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）を、三千円を下回るものとしてはならない。

3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない。

第二十五条第二項中「前項」を「前二項」に、「第三十四条」を「第二十七条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

第二十六条第二項中「就労移行支援」の下に「又は就労継続支援B型」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

第二十七条に次の一項を加える。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第二十八条中「就労移行支援」の下に「又は就労継続支援B型」を加える。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

(児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準の廃止)

第二十八条 児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十八年厚

生労働省令第七十八号)は、廃止する。

(障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求に関する省令の一部改正)

第二十九条 障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求に関する省令(平成十八年厚生労働省令第七十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害児通所給付費等の請求に関する省令

第一条を次のように改める。

(定義)

第一条 この省令において「障害児通所給付費等」とは、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)。

以下「法」という。)に規定する障害児通所給付費、障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児相談支援給付費をいう。

2 この省令において「審査支払機関」とは、市町村(特別区を含み、法第二十一条の五の七第十四項及び法第二十四条の二十六第六項の規定により支払に関する事務を国民健康保険法(昭和三十三年法律第

百九十二号) 第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)に委託する場合にあつては、当該連合会とする。)又は都道府県(法第二十四条の三第十一項(法第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。))の規定により支払に関する事務を連合会に委託する場合には、当該連合会とする。)をいう。

3 この省令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、障害児通所給付費等の請求をしようとする指定障害児通所支援事業者等(法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下同じ。)、指定障害児入所施設等(法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。))又は指定障害児相談支援事業者(法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。)の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第三条の見出し中「障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費」を「障害児通所給付費等」に改め、同条中「障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費」を「障害児通所給付費等」に改め、同条を第五条とする。

第二条の見出し中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（障害児相談支援給付費の請求）

第四条 指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援給付費を請求しようとするときは、指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）の事業を行う事業所ごとに、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

第一条の次に次の一条を加える。

（障害児通所給付費の請求）

第二条 指定障害児通所支援事業者等は、障害児通所給付費を請求しようとするときは、指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所ごとに、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従って入出力

装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

附則第二条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「障害児施設給付費等明細書」を「障害児通所給付費・入所給付費等明細書」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項に規定する指定知的障害児施設等は、第一項の規定にかかわらず、障害児施設給付費等請求書又は障害児施設給付費等明細書」を「第二項に規定する指定障害児入所施設等は、同項の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書又は障害児通所給付費・入所給付費等明細書」に、「磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したもの（次項において「磁気ディスク等」という。）」を「磁気ディスク等」に、「により、障害児施設給付費」を「により、障害児入所給付費」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「障害児施設給付費等明細書」を「障害児通所給付費・入所給付費等明細書」に、「指定施設支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援）」を「指定通所支援又は指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援）」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 指定障害児相談支援事業者であつて、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第四条の規定にかかわらず、障害児相談支援給付費請求書を市町村に提出することにより、障害児相談支援給付費を請求することができる。

5 第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等又は前項に規定する指定障害児相談支援事業者は、第一項又は前項の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書、障害児通所給付費・入所給付費等明細書又は障害児相談支援給付費請求書に代えて、これらに記載すべき事項を、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したもの（以下「磁気ディスク等」という。）のうち市町村が適当と認めるものを提出することにより、障害児通所給付費又は障害児相談支援給付費を請求することができる。

附則第二条第一項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「第二条」を「第三条」に、「障害児施設給付費等請求書に障害児施設給付費等明細書」を「障害児通所給付費・入所給付費等請求書に障害児通所給付費・入所給付費等明細書」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に

改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

指定障害児通所支援事業者等であつて、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第二条の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書に障害児通所給付費・入所給付費等明細書を添えて、これを市町村（特別区を含む。第五項において同じ。）に提出することにより、障害児通所給付費を請求することができる。

附則第三条の見出し中「障害児施設給付費等請求書等」を「障害児通所給付費・入所給付費等請求書等」に改め、同条第一項中「前条第一項の障害児施設給付費等請求書」を「前条第一項及び第二項の障害児通所給付費・入所給付費等請求書」に改め、同条第二項中「前条第一項の障害児施設給付費等明細書」を「前条第一項及び第二項の障害児通所給付費・入所給付費等明細書」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前条第四項の障害児相談支援給付費請求書の様式は、様式第三のとおりとする。

様式第一及び様式第二を次のように改める。



障害児通所給付費・入所給付費等請求書

平成 年 月 日

(請 求 先)

殿

請求事業者	指定事業所番号								
	住 所 (所在地)	〒							
	電話番号								
	名 称								
	職・氏名								

下記のとおり請求します。

平成		年		月分
----	--	---	--	----

請求金額			百万			千			円
------	--	--	----	--	--	---	--	--	---

区 分	件数	単位数	費用合計	給付費 請求額	特別対策費 請求額	利用者 負担額	自治体 助成額
通 所 給 付 費							
入 所 給 付 費							
小 計							
特定入所障害児食費等給付費		/			/	/	
合 計							

様式第二の次に次の様式を加える。



障害児相談支援給付費 請求書

平成 年 月 日

(請 求 先)

殿

下記のとおり請求します。

請求事業者	指定事業所番号												
	住 所 (所在地)												
	電話番号												
	名 称												
	職・氏名												

平成		年		月分	
----	--	---	--	----	--

請求金額	百万		千		円
------	----	--	---	--	---

区 分	件数	地域区分							円/単位
障害児相談支援		単位数単価							

項番										給付決定保護者										請求額計算欄									
受給者番号					フリガナ					サービスコード					単位数					請求額									
モニタリング日 平成					年 月 日 氏名															円									
受給者番号					フリガナ					サービスコード					単位数					請求額									
モニタリング日 平成					年 月 日 氏名															円									
受給者番号					フリガナ					サービスコード					単位数					請求額									
モニタリング日 平成					年 月 日 氏名															円									
受給者番号					フリガナ					サービスコード					単位数					請求額									
モニタリング日 平成					年 月 日 氏名															円									
受給者番号					フリガナ					サービスコード					単位数					請求額									
モニタリング日 平成					年 月 日 氏名															円									
受給者番号					フリガナ					サービスコード					単位数					請求額									
モニタリング日 平成					年 月 日 氏名															円									
受給者番号					フリガナ					サービスコード					単位数					請求額									
モニタリング日 平成					年 月 日 氏名															円									
受給者番号					フリガナ					サービスコード					単位数					請求額									
モニタリング日 平成					年 月 日 氏名															円									
										小計										円									

枚中		枚目
----	--	----

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第三十条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十一条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十八条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

(児童虐待の防止等に関する法律施行規則の一部改正)

第三十一条 児童虐待の防止等に関する法律施行規則(平成二十年厚生労働省令第三十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に、「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改める。

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第三十二条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第六十四条の二第二項第一号中「障害者自立支援法」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）」に改め、同項第二号中「、児童デイサービス」を削り、同項第三号中「地域移行支援及び」を「地域生活への移行及び定着のための支援並びに」に改める。

第六百二十六条各号列記以外の部分及び第六百四十九条中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改める。

第六百六十四条の見出し中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改め、同条第一号中「耳が聞こえない」の下に「者」を加え、「若しくは口がきけない者」を「、口がきけない者等」に、「知的障害児」を「障害児」に改め、「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削り、「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同条第二号中「知的障害児」を「障害児」に改め、同条第三号中「知的障害児施設」を「福祉型障害児入所施設」に、「知的障害児」を「障害児」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）

第五条の規定による改正前の児童福祉法第六十三条の三の二第一項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者を入所させ、その支援を行うこと。

第六百六十五条（見出しを含む。）中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改める。

第六百六十六条中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改める。

第六百六十七条の見出し中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改め、同条中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に、「調査課」を「地域支援課」に、「指導課」を「療育支援課」に改める。

第六百六十八条第二号中「児童」を「障害児及び第六百六十四条第三号に掲げる者（以下「障害児等」という。）」に改め、同条第三号中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改める。

第六百六十九条の見出し中「調査課」を「地域支援課」に改め、同条各号列記以外の部分中「調査課」を「地域支援課」に、「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改め、同条第一号及び第二号中「児童」を「障害児等」に改め、同条第三号及び第四号中「知的障害児」を「障害児等」に改め

、同条第五号中「知的障害児保護指導職員養成所の行う業務」を「障害児の保護及び指導に従事する職員の養成及び研修（実習に限る。）」に改め、同条に次の一号を加える。

六 障害児等の地域支援に関すること。

第六百七十条の見出し中「指導課」を「療育支援課」に改め、同条中「指導課」を「療育支援課」に、「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に、「児童」を「障害児等」に改める。

第六百七十一条中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に、「児童」を「障害児等」に改める。

第六百七十二条を次のように改める。

第六百七十二条 削除

第六百九十五条を次のように改める。

（学院の所掌事務）

第六百九十五条 学院は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 障害者のリハビリテーションに関し、技術者の養成及び訓練を行うこと。

二 障害児の保護及び指導に従事する職員の養成及び研修を行うこと（国立福祉型障害児入所施設の所掌に属するものを除く。）。

第七百二十二条第四項及び第五項中「第三十四条の四第一項」を「第三十四条の五第一項」に改める。

第八百一条中「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立知的障害児施設に置く知的障害児保護指導職員養成所」を削る。

第二章 経過措置

（指定一般相談支援事業者に係るみなし指定の有効期間に関する経過措置）

第三十三条 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）附則第十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める期間は、整備法の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの期間とする。

（指定障害児通所支援事業者に係るみなし指定の有効期間に関する経過措置）

第三十四条 整備法附則第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める期間は、整備法の施行の日から

平成二十五年三月三十一日までの期間とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（障害者自立支援法施行規則第七十一条の次に一条を加える改正規定に限る。）及び第二条の規定（児童福祉法施行規則第四十九条の八の改正規定に限る。）は、同年十月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に
より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十七条の障害者作業施設設置等助成金、同令第十八

条の二の障害者福祉施設設置等助成金、同令第二十条の障害者介助等助成金、同令第二十条の三の重度障害者等通勤対策助成金、同令第二十一条の重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金又は同令第二十二條の二の障害者能力開発助成金（以下「障害者作業施設設置等助成金等」という。）の支給を受けようとする事業主の事業所において、この省令の施行の日前に、整備法第六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者に係る障害者作業施設設置等助成金等の支給については、なお従前の例による。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に第十九条の規定による改正前の厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（以下この条において「旧特区省令」という。）第四条第一項の規定により基準該当児童デイサービス事業所（第二十三条の規定による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百八条第一項に規定する基準該当児童デイサービス事業所をいう。）とみなされていた指定

小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）については、当分の間、旧特区省令第四条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧特区省令第四条第一項中「又は児童デイサービス（同条第八項に規定する児童デイサービス）」とあるのは、「児童発達支援（児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）又は放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービス）」と、「自立訓練又は児童デイサービス」とあるのは「自立訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービス」と、「同法」とあるのは「障害者自立支援法」と、「基準該当児童デイサービス事業所（指定障害福祉サービス基準第百八条第一項に規定する基準該当児童デイサービス事業所をいう。）」とあるのは「児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（同法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。）」を行う事業所」と、「並びに第五章第五節（第百十一条（第五十八条及び第百一条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。）」を除く」とあるのは「を除く」と、「せず、指定障害福祉サービス基準第百十一条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第五十八条中「サービス管

理責任者」とあるのは、「基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修を受けた者」とする」とあるのは「しない」と、「若しくは児童デイサービス」とあるのは「児童発達支援若しくは放課後等デイサービス」と、「知的障害児施設」とあるのは「障害児入所施設」とする。

（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この省令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第十三条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、この省令の施行の際現に第二十三条の規定による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第五章第五節に規定する基準該当障害福祉サービスに関する基準を満たしている事業所については、当該基準を満たしていることをもって、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第二章に規定する児童発達支援に係る基準及び同令第四章に規定する放課後等デイサービスに係

る基準を満たしているものとみなすことができる。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の七第三号中「第二十五条の三、第二十五条の五、第二十五条の六」を「第十八条の四、第十八条の四十五、第十八条の四十六、第十八条の四十七第二項、第二十五条の三、第二十五条の二十四の二、第二十五条の二十四の四、第二十五条の二十四の五」に改め、同条第五号中「、第二十九条、第三十条」を削り、「、第六十五条の三、第六十五条の五及び第六十五条の六」を「及び第六十五条の三」に改める。